

令和 7 年 3 月 2 1 日提出

令和 7 年 3 月市議会定例会発議案

(発議案第 1 号及び第 2 号)

木 更 津 市 議 会

令和 7 年 3 月市議会定例会発議案目録

発議案番号	件 名	頁
発 議 案 第 1 号	木更津市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	1
発 議 案 第 2 号	木更津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3

発議案第 1 号

木更津市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案を別紙のとおり木更津市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 21 日

提出者	木更津市議会議員	近 藤	忍
賛成者	同	斉 藤	高 根
賛成者	同	竹 内	伸 江
賛成者	同	座 親	政 彦
賛成者	同	草 刈	慎 祐

木更津市議会議長 鶴 岡 大 治 様

提案理由

令和 7 年 4 月 1 日より施行される組織改正に伴い、常任委員会の所管の削除及び追加し、更に機構図に合わせ所管順に整備しようとするものである。

木更津市条例第 号

木更津市議会委員会条例の一部を改正する条例

木更津市議会委員会条例（昭和50年木更津市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号アを削り、同号中イをアとし、ウからサまでをイからコまでとし、同項第2号ア中「市民部」を「市民協働部」に改め、同号イ中「健康こども部」を「健康づくり部」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える

ウ こども未来部の所管に関する事項

第2条第2項第3号ア中「経済部」を「環境部」に改め、同号イ中「環境部」を「経済部」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

発議案第 2 号

木更津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記議案を別紙のとおり木更津市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 21 日

提出者	木更津市議会議員	近 藤 忍
賛成者	同	斉 藤 高 根
賛成者	同	竹 内 伸 江
賛成者	同	座 親 政 彦
賛成者	同	草 刈 慎 祐

木更津市議会議長 鶴 岡 大 治 様

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）並びに情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）の施行等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

木更津市条例第 号

木更津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

木更津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年木更津市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 項中「以下」を「第 12 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 10 条中「第 53 条」を「第 55 条」に改める。

第 12 条第 5 項中「及び第 29 条」を削り、同項の表第 38 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

第 17 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 18 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 48 条において」を削る。

第 19 条第 3 項中「第 18 条第 2 項」を「前条第 2 項」に改める。

第 25 条第 1 項ただし書中「第 19 条第 3 項」を「第 19 条第 4 項」に改める。

第 27 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 31 条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第 32 条第 1 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同条第 3 項中「第 31 条第 2 項」を「前条第 2 項」に改め、同条第 4 項中「この章において」を削る。

第 35 条第 1 項ただし書中「第 32 条第 3 項」を「第 32 条第 4 項」に改める。

第 38 条第 1 項ただし書中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第 39 条第 1 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同条第 3 項中「訂正請求が第 38 条第 2 項」を「利用停止請求が前条第 2 項」に改め、同条第 4 項中「この章において」を削る。

第 42 条第 1 項ただし書中「第 39 条第 3 項」を「第 39 条第 4 項」に改める。

第 47 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 48 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第 55 条から第 57 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、第10条の改正規定、第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分に限る。）、第17条から第19条までの改正規定、第25条第1項ただし書の改正規定、第27条第2項の改正規定、第31条第2項の改正規定、第32条の改正規定、第35条第1項ただし書の改正規定、第38条の改正規定、第39条の改正規定、第42条第1項ただし書の改正規定、第47条の改正規定及び第48条の改正規定 公布の日
 - (2) 第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）及び第12条第5項の表第38条第1項第1号の項の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行の日（令和7年4月1日）
 - (3) 第55条から第57条までの改正規定 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（令和7年6月1日）

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。